

白老町議会の平成史

～議会改革の取組み・活性化の経過～

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明
改革前	平成元年 (人口 23,821人)	8	会派制の採用	・議会運営のための機関(任意の議会運営委員会)を設置するために会派制を採用することとした。
		9	議会運営委員会(任意)の設置	・議会運営のための任意機関を設置。(※H3法制化されたため条例に規定し設置)
	平成3年	4	白老町議会議員選挙	・22名(総務文教常任委7名、建設厚生常任委7名、民生常任委7名)
	平成7年 (22,414人)	4	白老町議会議員選挙	・22名(総務文教常任委7名、建設厚生常任委7名、民生常任委7名)
	平成8年	10	長期欠席議員の報酬・期末手当の減額	・長期欠席議員の議員報酬減額の制度化(第3回定例会条例改正)
	平成9年	3	付属機関への就任(兼職)禁止	・7付属機関の所属を認める。～法律に基づくもの4、申し合せ3(運営基準に明記)
		7	議会改革の検討に着手	・議会改革等に関する検討小委員会を設置し、議会改革の議論を開始する。
	平成10年	1	議会改革に関する町民意見懇談会	・公開・町内の22団体の代表者が参加
		5	議会改革に関する町民意見懇談会	・第2回目の懇談会～町民との意見交換会
		6	議会改革の素案答申	・議会改革等に関する検討小委員会から議会運営委員会へ答申 ※議会改革項目:6項目18件
12		第1次議会改革がスタート	・第4回定例会において「白老町議会改革」の取組み項目を委員会報告し第1次改革スタート	
第一次議会改革(6項目18件)	平成11年	1	議員定数の削減	・第1回臨時会 ※議員定数の見直し 定数22名→20名
		4	白老町議会議員選挙	・20名(総務文教常任委7名、建設厚生常任委6名、民生常任委6名)
		4	白老町議会議員倫理条例の制定	・第1回定例会において可決成立
		4	常任委員会の道外行政視察の改善	・日程短縮と所管事務調査として課題を明確化し、全員が議長に対して報告レポートを提出する。
		4	海外行政調査等派遣の凍結	・海外行政調査等派遣の凍結
		7	夜間(ナイター)議会の実施	・第1回定例会の代表質問(2日間・午後6時～9時)で実施
		7	議員の出前トークの実施	・町民や地域からの要請に基づき議員が出向き、要望や切実な訴えを聞き入れ、議会活動に反映。
		10	各委員会の地域別開催(移動常任委員会)	・全町的・地域的な課題により地域に出向いて、地域の会館等において委員会を開催する。
	平成12年 (国調人口 21,662人)	1	白老町情報公開条例の施行	・平成11年第4回定例会可決 ※議会においても実施機関とした。
		4	本会議・委員会会議録のホームページ公開	・情報公開に対応
4		例規検索システムの採用	・町例規をCD-ROMで議員に配布	
4		議員通知をファックス通信	・招集通知など議員に対する案内を郵送からファックス通信とし、経費節減と通知の迅速化を図ることとした。	
9		質問席の対面式化	・代表・一般質問席の改善 ※町執行側と対面する質問席の設置	

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明
第一次議会改革	平成 14 年	3	一般質問の一问一答方式採用	・質問者の持ち時間 4 5 分(答弁を除く)
		3	通告書のファックス送信を認める	・遠隔地の議員の負担軽減と迅速化を図ることから、代表・一般質問のファックスによる通告を認めることとした。
		3	会議録のCD-ROMによる配布	・会議録(本会議・委員会)のCD-ROM化による議員配布し、保存性と経費節減を図る。
		4	議会ホームページの公開	・議会のホームページを作成して公開を開始。
		7	第1次改革の検証と第2次改革の検討	・議会運営委員会において第1次議会改革の検証と第2次議会改革の検討を開始する。
		9	本会議・委員会の会議案内掲示	・庁舎入り口に議会・委員会日程の会議案内板を設置
		9	傍聴席でのパソコン使用を許可	・本会議中の傍聴席でのパソコン使用を報道機関に許可
		9	議員報酬の独自削減	・条例の一部改正 ※6月間(議長 11%、副議長 7%、委員長・議員 5%)
第二次議会改革(5項目17件)	平成 14 年	12	第2次議会改革がスタート	・第4回定例会において「白老町議会改革」の取り組み項目(5項目 17件)を委員会報告し第2次改革をスタート ※期間:平成14年~平成18年5年間
		12	議員のOA自主研修の実施	・内部講師によるメールやワープロ研修
	平成 15 年	1	議会ホームページの運用開始	・白老町ホームページに専用ホームページ管理公開
		3	長期欠席議員の議員報酬削減の拡大	・欠席 2 区→4 区分・削減率 25%~50%→30%~60%
		3	議員費用弁償の見直し改定	・本会議・委員会出席日当の廃止・町外日当の減額
		4	白老町議会議員選挙	・20名(総務文教常任委7名、建設厚生常任委6名、民生常任委6名)
		5	本会議のインターネット中継の試行	・庁内LANによる試験配信の開始
		9	議会報告会の実施	・町内7箇所・664名 ※町長不信任議決に伴う議会の説明責任
		11	白老町議会議員選挙(解散選挙)	・20名(総務文教常任委7名、建設厚生常任委6名、民生常任委6名)
		11	議員報酬の独自削減の継続実施	・条例の一部改正 ※6月間(議長 11%、副議長 7%、委員長・議員 5%)
	12	本会議インターネット中継開始	・インターネット中継の本格実施	
	平成 16 年	1	議員定数のあり方の議論スタート	・第2次議会改革における議員定数見直しの議論を開始する。
		3	議員報酬の独自削減の継続実施	・条例の一部改正 ※1年間(議長 11%、副議長 7%、委員長・議員 5%)
		5	広域(他議会合同)議員研修	・登別市議会と広域研修を実施する。 ※毎年1回、持ち回りにより開催スタート
		6	代表・一般質問の答弁書の配布	・質問議員へ第1回答弁書(町長答弁書)を配布 ※質問者が質問席についた時点で配布
7		独自研修の充実	・議員研修の充実 ※年1~2回講師を招へいし講演研修会を実施	

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明
第二次議会改革	平成17年 (国調人口 20,748人)	1	付属機関への就任(兼職)禁止の拡大	・町の付属機関への兼職禁止の改正 (法律に基づくもの3、公平中立により申し合せ1)
		3	議員報酬の独自削減の継続実施	・条例の一部改正 ※1年間(議長11%、副議長7%、委員長・議員5%)
		5	議会議務局グループ制の実施	・2係 → 議会グループの導入
		7	白老町自治基本条例制定に関する特別委員会を設置	・議会の関係条項の調査・検討 → 条例に組み込み ※特別委員会10回・小委員会9回
	平成18年	3	議員報酬の独自削減の継続実施	・条例の一部改正 ※1年間(議長11%、副議長7%、委員長・議員5%)
		9	決算審査特別委員会の運営の見直し	・審査結果を翌年度に反映させるため、9月定例会期中に特別委員会(議長及び監査委員を除く全議員で構成)を開催することとした。
		10	議会報告会の実施	・町内7箇所・94名 ※議会改革・議員定数の見直しについて町民意見
		12	白老町自治基本条例の制定	・第4回定例会可決 ※特別委員会で審議した議会関連条項を盛り込む
	平成19年	1	各議員に対し委員会報告書を事前配布	・委員会報告に対する質疑の活発化を図る目的
		1	議員定数の削減	・次期改選期(H19.11)から4人削減し、定数20人 → 16人とする。
1		議員定数削減に伴う議会機能の向上について検討を開始	・通年議会、広報広聴常任委員会の新設、委員会の複数所属、議会報告会の定例化、政策研究会の検討(チェック機能の強化)	
3		議会運営委員会の審議結果報告の充実	・本会議のための審議経過・結果を詳細に議員へ報告するため、会議の冒頭に追加 ※平成19年第1回定例会から開始	
3		議員報酬の独自削減の継続実施	・条例の一部改正 ※10月間(議長11%、副議長7%、委員長・議員5%)	
6		委員会の公開	・委員会条例の一部改正 ※原則公開を明記 ※秘密会の規定明確化～特別多数議決2/3	
6		常任委員会見直し及び複数所属(広報広聴常任委員会の新設)	・広報広聴常任委員会の新設と複数所属を実施 ・時期改選期(平成19年11月9日)から適用	
6		通年議会の試行実施	・平成19年6月19日から8月24日まで(会期67日間)	
9		議会傍聴規則の改正	・傍聴の禁止制限規定の大幅削除・手続きを一切不要とする。 ・写真・ビデオ撮影、録音等の自由 ・平成19年9月1日から適用	
9		委員会傍聴規則の新設	・本会議傍聴規則の見直しに準じて新設 ・平成19年9月1日から適用	
11		白老町議会議員選挙	・16名(総務文教常任委7名、産業厚生常任委8名、広報広聴常任委15名)	
12		議員報酬の独自削減の継続実施	・条例の一部改正 ※1年間(議長15%、副議長12%、委員長・議員10%)	
12		通年議会の試行延長	・平成19年12月3日から平成20年2月29日まで(会期91日間)	

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明
	平成 20 年	2	説明員の議場出席を最小限とする	・ 通年議会の試行により、説明員の議場出席を最小限とし、議員間の討議を重要とした。(議会運営基準の改正)
		3	自治法 180 条専決処分の見直し	・ 通年議会の本格実施に向けた専決処分(法 180 条)の整備。 ※委任による専決処分の拡大(7 項目指定)
		4	議会ホームページの全面改訂	・ 「町民に開かれた議会」として積極的な情報提供のため、議会ホームページを全面改訂し、運用開始した。
		5	通年議会制の実施(全国初)	・ 6 月 1 日から施行 ※定例会の回数を年 1 回とし、会期を 1 年間とする通年議会制をスタート ~ 全員賛成で可決成立 ※通年議会実施要綱を制定
第 三 次 議 会 改 革 (6 項目 16 件)	平成 20 年	6	第 3 次議会改革がスタート	・ 定例会 6 月会議(6 項目 17 件) ※改革期間 ~ 平成 20 年から平成 24 年(5 ヶ年)
		11	議会懇談会の定期開催が開始	・ 年 1 回定期的に開催、おおむね 9 月下旬目途 ※ 5 人・3 班編成、町内 9 箇所(1 班 3 箇所)
		12	白老町議会の条例・規則体系の見直し	・ 会議条例・委員会規則の新設 ・ 会議規則・委員会条例の全部改正 ※ 議会改革項目等の条例、規則への明記 ① 調査機関(専門的知見の活用)、政策研究会の設置規定 ② 議決事項 2 件 ③ 本会議の自由討議、質問に対する反問規定 ④ 委員会の自由討議原則 ⑤ 移動委員会の実施規定の明確化 ⑥ 委員会審査におけるルール化 など
	平成 21 年	12	議員報酬の独自削減の継続実施	・ 条例の一部改正 ※ 1 年間(議長 15%、副議長 12%、委員長・議員 10%)
		1	傍聴者に審議資料の配布	・ 議員に配布される資料と同等の資料を配布 ※ 議案書等のページ数の多いものは貸し出す。 ※ 傍聴規則に議長及び委員長の責務として、利便性の確保、傍聴意識の高揚を図ることを明記する。
		1	議案に対する議員の賛否状況の公開を試行	・ 当分の間、会議規則等の規定に関わらず、議長は、議案に対する議員の賛否数を確定し、可否の数と結果について宣告する。(議会運営基準の改正) ・ 議長は、会議録に議員の賛否状況を記載する。 ※ 会議録、議会広報、ホームページ等で公開
		2	全員協議会運営要綱の制定	・ 全員協議会が公式会議となったことによるルール作り ① 全議員による議案説明会の実施 ② 議員身分に関わる協議のための会議 ③ 町からの説明による会議(事前審議の禁止)
		2	討論型の広域(登別市議会)議員研修	・ 登別市議会と毎年 1 回行う広域研修を課題解決討論型研修に変更実施 ※ テマ「議会改革を考える」
		4	広報広聴運営基準の追加	第 9 章 広報広聴常任委員会を追加 ・ 出前トーク、議会報告会、議会懇談会及び分科会の活動基準の明記(白老町議会運営基準)
		4	政策研究会の運営に関する検討を開始	・ 議会運営委員会の中に検討小委員会を設置し検討
		5	議会報告会の定期開催を開始	・ 年 1 回定期的に開催、概ね 5 月下旬目途に実施 ※ 議員半数・2 班編成、町内 8 箇所(1 班 4 箇所)
		7	議長の諮問(議員報酬の引上げについて)	・ 特別職報酬等審議会が議員報酬の引上げを答申 ※ 11 月まで一定の考え方を示すよう議運へ諮問

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明
第三次 議会 改革	平成 21 年	9	委員会協議会を「協議又は調整を行うための場」に追加	・委員会規則の改正により、全員協議会に準じて追加し、会議の公開・議事録の調整等の透明性を図る。
		11	議員会に政策研究会を設置	・白老町自治基本条例第 21 条第 3 項の規定により白老町議員会に私的諮問機関として政策研究会を設置
		12	議員報酬の独自削減の継続実施	・条例の一部改正 ※1 年間（議長 13%、副議長 9%、委員長・議員 7%）
	平成 22 年 (国調人口 19,376 人)	1	議長の諮問に対する答申(議員報酬)	・特別職報酬等審議会が示した引上げ答申は、平成 22 年には実施ない。引き続き議会内議論が必要とした。
		1	議員の出席状況の公表	・各議員の一年間の本会議・各委員会の出席状況を議会広報第 130 号より掲載し公表(毎年 1 回公表)
		4	委員会協議会運営要綱の策定	・全員協議会運営要綱に準じて、会議の公開・議事録の調整等の透明性を図ることを要綱として定めた。
		5	議員派遣に関する要綱の策定	・委員会及び議員(行政視察・研修等)派遣方法の明記 ・行政視察における事前調査の明記 ・派遣の事前公表、結果報告書の公表の明記
		6	本会議における議案に対する議員の賛否公開(試行から本格実施)	・議長は、議案に対する議員の賛否数を確定する。 ・議長は、可否の数を確定するため、可否の少数の議員名を宣告する。 ・議長は、会議録に議員の賛否状況を記載する。 ※会議録、議会広報、ホームページ等で公開
		6	委員会における採決に対する議員の賛否の宣告(試行から本格実施)	・委員長は、委員会における採決にあたり、議員ごとの賛否状況を宣告する。 ・委員長は、会議録に議員の賛否状況を記載する。
		9	反問権(質問に対する逆質問)の使用	・定例会 9 月会議において、一般質問に対する逆質問(反問権)が初めて使用された。 ・9/7 教育長 1 回、9/8 町長 1 回
		11	討論型の広域(登別市議会)議員研修	・登別市議会と毎年 1 回行う広域研修(討論型研修)実施 ※テーマ「NPO 法人の活動と議会のかかわり」
		11	議会に政策研究会を設置	・定例会 11 月会議において、会議条例第 10 条の規定により 2 政策研究会を設置 ① 白老町自治基本条例に関する政策研究会 ② 白老町高齢者問題に関する政策研究会 ・政策研究会の運営に関する規定(11 月 25 日施行)
	平成 23 年	3	反問権(質問に対する逆質問)の使用	・定例会 3 月会議において、一般質問に対する逆質問(反問権)が使用された。(副町長 1 回)
		3	議員定数の削減	・会議条例改正により、議員定数 16 名から 15 名に 1 名削減。
		3	議員報酬のあり方	・定例会 3 月会議において、議会運営委員会所管事務調査報告。(定数 15 名、報酬額は引上げが妥当) ・議員報酬の額の改訂は見送り。(町民の理解と町財政状況を考慮しながら検討)
		3	夜間議会開催の見直し	・第 1 次議会改革により平成 11 年 3 月会議から開催してきたが、平成 15 年のインターネット中継開始により、第 3 次議会改革においては、一定の成果が得られたとして平成 23 年 3 月会議から夜間開催を終了した。
		7	倫理条例の改正	・議会の自浄作用、町民請求の緩和、兼業規定等の見直しを行い、平成 11 年に制定した旧条例を廃止し、新条例及び施行規則を制定した。
		9	委員会の議案提出の活発化(条例改正)	・条例改正を議員提案により行い、「財産の取得又は処分に関する条例」の議決を必要とする金額を 2000 万円から 700 万円に改正した。

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明	
第三次議会改革	平成23年	10	選挙公報の発行	・平成23年11月の町長・町議選挙から選挙公報を発行した。	
		10	立会演説会の検討	・平成23年11月の町長・町議選挙から立会演説会の実施は見送った。	
		11	白老町議会議員選挙	・ 15名 （総務文教常任委7名、産業厚生常任委7名、広報広聴常任委14名）	
	平成24年	6	議決事件の追加(自治法第96条第2項)	・議決すべき事件に「総合計画基本構想及び基本計画の策定又は変更」を追加した。	
		6	委員会の議案提出の活発化(条例改正)	・議決事件の追加(総合計画)を委員会の全員一致により「議会会議条例」を改正した。	
		6	本会議終了後の検討会の開催	・議会と執行機関側との議会運営に関わる定期的事務協議を開催し、必要事項について議運で検討することとした。	
		6	説明員の議場出席を最小限とする	・平成20年1月より実施してきたが、長側の要請により、議長が認める場合は、説明員を出席させることができるよう一部改正した。	
	第四次議会改革	平成25年	4	広報広聴常任委員会に小委員会と分科会を設置	・委員会は、広報広聴活動の充実を図るため小委員会(8名以内)及び2分科会(総務文教・産業厚生)を設置することとした。
			8	白老町議会の議員及び委員の派遣に関する要綱を制定	・議員及び委員の派遣に関し、派遣の範囲、派遣の手続き、結果報告及び公表等について要綱を制定した。
			10	白老町議会会議規則の一部改正(追加)	・会議規則に、第13章公聴会及び第14章参考人を追加し一部改正した。
平成26年		2	白老町議会運営基準の一部改正	・運営基準に、第6章第2節代表質問及び一般質問について、ファックス及び電子メールによる質問通告、また、USBメモリの持参による質問通告を認めることとした。	
		5	白老町議会委員会条例の一部改正	・委員会条例第3条第2項における議会運営委員会の定数を7人から7人以内に改正した。	
		9	白老町議会会議条例の一部改正	・会議条例第7条第4号に定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止を追加した。	
		12	議員定数の削減	・会議条例改正により、議員定数 15名から14名 に1名削減。	
		12	議員報酬の独自削減の継続実施	・条例の一部改正 ※1年間(議長5%、副議長5%、委員長・議員5%)	
平成27年 (国調人口17,740人)		4	白老町議会委員会条例の一部改正	・委員会条例の常任委員会の定数8人以内を7人以内に改正。	
		8	白老町議会の議員及び委員の派遣に関する要綱の一部改正	・派遣結果報告書の提出を「速やかに」から「3週間以内」に改正。	
		11	白老町議会議員選挙	・ 14名 （総務文教常任委7名、産業厚生常任委6名、広報広聴常任委13名）	
平成29年		3	議員報酬の独自削減の継続実施	・条例の一部改正 ※1年間(議長3%、副議長3%、委員長・議員2%)	
		5	白老町議会運営基準の一部改正	・第15章開かれた議会第1節ライブ中継における中継を行う会議を「予算・決算特別委員会」から「(全)特別委員会」に改正。	
	5	第4次議会改革がスタート	・議会運営委員会で検討(3大項目7中項目12小項目) ※改革期間～平成29年から平成31年(3ヵ年)		
	12	白老町議会懇談会により広報広聴常任委員会でも町に対して政策提言	・総務文教分科会「身近なコミュニティとしての町内会の維持と充実に向けて」 ・産業厚生分科会「象徴空間整備による産業振興の推進に向けて」		

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明
第四次 (3項目12件)	平成30年	2	白老町議会特別委員会における質疑回数 の撤廃	・議会会議規則に準じた質疑回数原則3回を委員会規則の原則通りに回数撤廃することを町に提出
		6	議会の政策形成機能の充実 (各委員会の年間計画の策定)	・議会の政策形成機能の充実を図るため、通年議会制度を活かした「各委員会の年間計画」を策定。 ・年間計画(重点事項)を策定して活動。
		7	議会の監視機能の充実	・代表質問を分割質問分割答弁方式に変更 ・一般質問から常任委員会所管実調査項目及び特別委員会事案の除外を明確化 ・白老町議会反問権に関する要綱の制定
		12	白老町議会会議規則及び委員会規則の 一部改正	・欠席等の届出の事由に出産とその期間を追加

北海道白老町議会(事務局)

〒059-0995 北海道白老郡白老町大町1-1-1

TEL 0144-82-6620

FAX 0144-82-3381

Email gikai@twon.shiraoi.hokkaido.jp